

**不動産を売買したとき**  
固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）という現在に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税されます。従って、1月2日以降に売買などで所有権を移転した場合も、1月1日現在の所有者が納税義務者です（建物を取り壊された場合も同様）。

**ご存じですか**  
固定資産税・都市計画税

**問** 課税課税政担当  
TEL 06・6992・1458

**他市へ転出した場合**

4月1日までに他市へ転出すると、守口市での減免を受けることができせん。新住所地所管の市町村、近畿運輸局大阪運輸支局、軽自動車検査協会などでの住所変更の手続きを3月29日（金）までに行ってください。

**注** 減免を受けるには、毎年度申請が必要  
**令和6年度の減免申請期間**  
2月1日（木）～5月31日（金）

**軽自動車税（種別割）減免制度**

身体障がい者手帳などを持っている人が所有または利用する車両は、一定の基準で軽自動車税（種別割）の減免を受けられる場合があります。申請時の必要書類などについては、問い合わせください。

**軽自動車税（種別割）減免制度**

身体障がい者手帳などを持っている人が所有または利用する車両は、一定の基準で軽自動車税（種別割）の減免を受けられる場合があります。申請時の必要書類などについては、問い合わせください。

**申告受け付け**  
また、令和5年中に無収入の人や、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合などには、個人住民税の申告書を提出してください。

**時** 2月2日～3月15日（金）  
午前9時～午後5時30分

**郵送でも申告できますので、申告書に必要事項を記入の上、収入および所得控除を証明する資料を同封して、課税課市民税担当へ送付してください。**

**問** 課税課市民税担当  
TEL 06・6992・1456

**給与支払報告書などの提出はお済みですか**

地方税法で提出が義務付けられている「給与支払報告書」の提出期限は1月

**場** 市役所2階課税課窓口  
**申告に必要なもの**

▽個人住民税の申告書  
▽収入を証明する書類（給与や公的年金などの源泉徴収票や、収入内訳書など）

▽所得控除を証明する書類（社会保険料の支払証明や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書など）

▽本人確認ができるもの（①または②のうち2点の提示）

①顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、学生証など）

②顔写真の無い公的な証明書（保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書）

**注** 昨年個人住民税の申告をした人には、申告書を送付します（2月初旬ごろ）。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、課税課市民税担当へ連絡してください。

なお、所得税の確定申告や還付申告は、市役所では受け付けできません。

**問** 課税課市民税担当  
TEL 06・6992・1456

**給与支払報告書などの提出はお済みですか**

地方税法で提出が義務付けられている「給与支払報告書」の提出期限は1月

また、大阪府域地方税徴収機構へ引き続き参加し、連携を図りながら、厳正な滞納整理を推進します。  
決して放置したり、後回しにせず、自主的に市税を納付してください。

**忘れていませんか市税の納付**

個人住民税・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税および軽自動車税（種別割）を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じた延滞金がかかります。

納付できる資格があるにもかかわらず納付がない場合、財産（不動産・預金・給与など）に対し差押、公売などを行っていくことになります。

**問** 課税課資産税担当  
TEL 06・6992・1474

**大阪府域地方税徴収機構**

大阪府および府内36市町村（令和5年度現在）で構成される組織。  
住民税をはじめとした地方税の滞納整理推進のために設立され、滞納処分を前提とした、納税折衝により高い徴収実績をあげている。

**問** 納税課  
TEL 06・6992・1852～1854

**納税には便利な口座振替を**

個人住民税・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税および軽自動車税（種別割）の納税には、便利な口座振替をぜひ利用してください。  
なお、令和6年度分口座振替の申し込みや変更は、3月29日（金）までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください（すでに利用している人は自動継続されます）。

また、納税課窓口でキャッシュカードのみで簡単に口座振替の登録手続きができます。詳細は問い合わせください。

**問** 納税課  
TEL 06・6992・1851



**軽自動車税（種別割）の各種手続き**

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者に課税されます。

廃車、譲渡、住所地の変更などは、申請が必要です（下表）。速やかに手続きをお願いします。

なお、3月29日（金）までに廃車手続きが行われていないと、翌年度分の軽自動車税（種別割）が課税されますので注意してください。

**よくある問い合わせ**  
Q 3月に原動機付自転車（原付バイク）を廃品回収業者に処分してもらった。後日、軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いたが、なぜか？

A 自身で廃車手続きをしないまま業者などに原付バイクを引き渡した際、その業者（引き受け人）が廃車手続きを行っていない場合、登録上の所有者または使用者に軽自動車税（種別割）の納税義務が発生しますので注意してください。

**問** 課税課市民税担当  
TEL 06・6992・1456

**軽自動車税（種別割）の各種手続き**

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者に課税されます。

廃車、譲渡、住所地の変更などは、申請が必要です（下表）。速やかに手続きをお願いします。

なお、3月29日（金）までに廃車手続きが行われていないと、翌年度分の軽自動車税（種別割）が課税されますので注意してください。

**よくある問い合わせ**  
Q 3月に原動機付自転車（原付バイク）を廃品回収業者に処分してもらった。後日、軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いたが、なぜか？

A 自身で廃車手続きをしないまま業者などに原付バイクを引き渡した際、その業者（引き受け人）が廃車手続きを行っていない場合、登録上の所有者または使用者に軽自動車税（種別割）の納税義務が発生しますので注意してください。

**問** 課税課市民税担当  
TEL 06・6992・1456

**軽自動車税（種別割）の各種手続き**

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者に課税されます。

廃車、譲渡、住所地の変更などは、申請が必要です（下表）。速やかに手続きをお願いします。

なお、3月29日（金）までに廃車手続きが行われていないと、翌年度分の軽自動車税（種別割）が課税されますので注意してください。

**よくある問い合わせ**  
Q 3月に原動機付自転車（原付バイク）を廃品回収業者に処分してもらった。後日、軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いたが、なぜか？

A 自身で廃車手続きをしないまま業者などに原付バイクを引き渡した際、その業者（引き受け人）が廃車手続きを行っていない場合、登録上の所有者または使用者に軽自動車税（種別割）の納税義務が発生しますので注意してください。

**問** 課税課市民税担当  
TEL 06・6992・1456

**軽自動車税（種別割）の各種手続き**

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者または使用者に課税されます。

廃車、譲渡、住所地の変更などは、申請が必要です（下表）。速やかに手続きをお願いします。

なお、3月29日（金）までに廃車手続きが行われていないと、翌年度分の軽自動車税（種別割）が課税されますので注意してください。

**よくある問い合わせ**  
Q 3月に原動機付自転車（原付バイク）を廃品回収業者に処分してもらった。後日、軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いたが、なぜか？

A 自身で廃車手続きをしないまま業者などに原付バイクを引き渡した際、その業者（引き受け人）が廃車手続きを行っていない場合、登録上の所有者または使用者に軽自動車税（種別割）の納税義務が発生しますので注意してください。

**問** 課税課市民税担当  
TEL 06・6992・1456

**生活保護適正化情報ダイヤル**

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報などを受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

**問** 生活福祉課 TEL 06-6992-1593 Mori\_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

**専用電話番号** 06-6998-7921 **受付時間** 平日9:00～17:30

**次のような情報をお待ちしています。**

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに、生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

車種	▽原動機付自転車（125cc以下） ▽小型特殊自動車 ▽特定小型原動機付自転車（電動キックボード）	軽自動車（軽三輪・軽四輪）	▽軽二輪（126～250cc） ▽二輪の小型自動車（251cc以上）
問い合わせ先	課税課税政担当 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所（高槻市大塚町4-20-1） TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局（寝屋川市高宮栄町12-1） TEL 050-5540-2058
必要なもの	▽ナンバープレート ▽原動機付自転車申告済証 ▽本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）	上記へ問い合わせください。	

手続きにつき信頼できる人以外にバイクの引き渡しなどをする場合は、あらかじめ自身で廃車手続きをしておくことが確実です。

**問** 課税課税政担当  
TEL 06・6992・1458